第五十条の二　令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）	（略）
第十条第一項 第十一条 第十五条 第十六条 第十八条の二十七第一項から第三項まで 第十八条の二十七第四項（第十八条の二十九第四項において準用する場合を含む。） （削る） （削る） （削る） （削る）	（略）	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長
第十八条の二十七第五項（第十八条の二十九第四項において準用する場合を含む。）		市町村長	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長
		は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせる	を省略させる
第十八条の二十八 第十八条の二十九 第十八条の三十 第十八条の三十二第四項 第十八条の三十五 第十八条の三十五の七		都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長
（略）	（略）	（略）	（略）

第五十条の二　令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）	（略）
第十条第一項 第十一条 第十五条 第十六条 第十八条の二十七 （新設）	（略）	（新設）	（新設）
第十八条の二十八 第十八条の二十九 第十八条の三十 第十八条の三十二第四項 第十八条の三十五	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）